

## 横須賀市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス、公共交通空白地有償運送等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に則した輸送サービスの実現に必要な項目を協議するため、横須賀市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の実態に関する事項
- (2) 公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議の委員は、15人以内とする。

2 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 国土交通省関東運輸局
- (6) 県職員
- (7) 市職員
- (8) その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 交通会議に会長をおき、構成員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(代理等)

第6条 第3条第2項第3号から第7号までに掲げる委員は、交通会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

3 会長は、交通会議の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、専門的な事項を調査審議するため、分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する委員及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第4条及び第5条の規定は、分科会の会議に準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議の同意を得会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。